

番 号 : 140094
 国 名 : ジンバブエ
 担当部署 : 南アフリカ共和国事務所
 案件名 : 母子栄養管理強化(母子栄養管理強化)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 母子栄養管理強化
- (2) 格 付 : 3～4号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年4月下旬から2015年8月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.80M/M、現地 10.23M/M、合計 11.03M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第1次派遣	第1次国内	第2次派遣	第2次国内
5日	76日	2日	87日	2日
第3次派遣	第3次国内	第4次派遣	整理期間	
62日	2日	82日	5日	

本業務においては4回の渡航により業務を実施することを想定しています。現地業務日程については「10.特記事項(1)」をご参照の上、プロポーザルで提案してください。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月9日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	母子栄養に係る各種業務
対象国/類似地域	ジンバブエ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ジンバブエでは、頻発する干ばつやコレラ流行、そしてHIV/エイズの蔓延によって、食糧・栄養の安全保障が脅かされてきた。特にこの影響は最も脆弱な存在である子ども及び女性に顕著である。加えて、2000年以降のジンバブエにおける経済状況の急激な悪化に伴う人材流出や物資不足等は、政府の取り組みへの大きな阻害要因となっており、2010年に行われた国家栄養調査(National Nutrition Survey: NNS 2010)によると1995年から2010年にかけて慢性栄養失調(成長阻害)の有病率は22%から32%に増加している。

ジンバブエ保健・児童福祉省(Ministry of Health and Child Welfare: MOHCW)は栄養欠乏が1-4歳児における主たる死亡原因であると考え、同省栄養サービス課は食糧・栄養に係る政策策定や住民への栄養関連サービス提供の監督に努めている。また、分野横断的な取り組みを推進するためのプラットフォームとして食糧・栄養協議会(Food and Nutrition Council: FNC)が1998年に設立され、現在MOHCWと協働で栄養・食糧の安全保障政策を策定している。また、FNCは栄養補助食品等が現地で生産されることや、コミュニティの人々がこのような食品にアクセスできることが、ジンバブエの食糧・栄養の安全保障に不可欠だと考え、官民連携を後押ししている。

今回ジンバブエ政府の要請によってプロジェクトサイトとして挙げられたマシヨナランドセントラル州は気候に恵まれ、ジンバブエにおける食糧庫の1つとして認識されている。しかし、特にマゾウェ(Mazowe)郡では慢性栄養失調の有病率は35%を超えており、同州で暮らす人々の食糧・栄養状況は劣悪なものとなっている(NNS 2010)。この要因としては、生後6カ月間の完全母乳育児が低いこと、また6か月齢から23か月齢の間に適切な乳児補完食の実践が行われていないことが指摘されている(NNS 2010)。そのため、ジンバブエ政府は、栄養、保健、農業、社会保障、教育、地方自治等の分野横断的な取り組みを推進するため、マシヨナランドセントラル州に食糧・栄養委員会の設立を計画して、対策に取り組んでいる。このような背景の下、ジンバブエ政府から我が国に対して、マシヨナランドセントラル州における母子栄養管理強化を目的とした専門家派遣が要請された。

本事業の全体協力期間は2013年9月から2015年8月までの2年間であり、マシヨナランドセントラル州保健局及びジンバブエ保健・児童福祉省をカウンターパート(C/P)とし、マシヨナランドセントラル州における栄養関連サービスの向上、6か月齢までの完全母乳育児の割合や6か月齢から23か月齢の間に適切な乳児補完食が実践される割合の増加を目的としている。活動内容はコミュニティにおける乳幼児の栄養(Community Infant and Young Child Feeding: CIYCF)に係る研修管理能力強化、栄養関連サービスと他の保健サービス(リプロダクティブヘルスや総合的小児疾患管理(Integrated Management Childhood Illness: IMCI)、HIV母子感染予防対策等)との統合促進、CIYCFの推進に寄与するような栄養補助食品等の現地生産や流通について官民連携の検討を行うことである。これまでマゾウェ郡の村落保健ワーカー(Village Health Worker: VHW)等を対象にCIYCFに係る研修を実施した。また栄養関連サービスと他の保健サービスの統合促進に係る現状分析を通じて、予防接種拡大プログラム(Expanded Programme on Immunization: EPI)との統合の重要性が指摘されている。

7. 業務の内容

本業務は、既に本事業で実施されたCIYCFに係る研修の内容、課題を整理し、引き続き同様の研修を実施することを通じて、C/Pの研修管理能力強化を行うことを目的としている。また、これまで行われてきた現状分析によって、その重要性が指摘された栄養関連サービスとEPI等との統合促進について、C/Pの支援を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間(2014年5月上旬)

- ①事業関係資料(専門家業務完了報告書等)を確認し、本事業の内容及び進捗状況について把握する。

- ②当該地域における母子栄養に関連する資料(ジンバブエにおける栄養に係る政策文書、開発パートナーの報告書等)を確認し、本業務に係る項目の抽出・分類等の整理を行う。
- ③JICA南アフリカ事務所及び同ジンバブエ支所と調整の上で、現地における業務内容を整理する。
- ④資料を分析し、課題を整理した上で、現地業務工程表を含む全体ワーク・プラン(英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。
- (2) 第1次現地派遣期間(2014年5月下旬～2014年8月上旬)
- ①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及び同ジンバブエ支所、C/Pに全体ワーク・プランを提出し、説明する。
- ②本事業で既に明らかになった研修ニーズ(多様な栄養素の摂取等)及び既に実施された研修の評価について、その内容、課題を整理し、また、我が国が協力している類似事業における研修管理能力強化について情報収集・分析を行い、研修管理ツール案(研修評価シート、研修参加者の業務モニタリングチェックリスト等)を開発し、以下④の研修実施支援において試行する。
- ③C/Pに対して、CIYCFに係る研修(2014年度第1回目)の実施計画の策定について助言、指導を行う。想定している実施計画の主要項目は以下のとおり。なお、2014年度に合計2回の研修が実施されることを想定。
- ・ 研修対象地域(マシヨナランドセントラル州のパイロット郡である2郡から選定)
 - ・ 対象者と人数(1回の研修で約80名の看護師やVHW等を想定)
 - ・ 研修講師と人数
 - ・ 研修期間(1回の研修で5日間の研修期間を想定)
 - ・ 研修のトピック/テーマ(コミュニティにおける6カ月齢までの完全母乳育児や6カ月齢から23カ月齢の間における乳児補完食、特に多様な栄養素の摂取を取り上げること等を想定)
 - ・ 研修の評価方法
 - ・ 予算額
- ④上記③で策定された実施計画に基づいて、C/Pに対して研修実施(研修の評価を含む)の支援を以下のとおり行う。
- ・ C/Pと共に、研修実施のモニタリングを行う。
 - ・ 研修会場の準備等、研修実施に必要なロジスティック業務を行う。
- ⑤本事業で既に策定された栄養関連サービスと他の保健サービスの統合促進計画案(ビタミンAのサプリメントとEPI等の統合)の内容、課題を整理し、C/Pに対してサービス統合促進ツール案(統合サービスにおける関係者の役割を定めるガイドライン、ビタミンAのサプリメント利用者記録シート等)の開発について助言、指導を行う。
- ⑥ジンバブエで行われている保健・栄養に係る開発パートナー会合に出席する等して、本事業における活動・成果を共有し、積極的に連携を図る。
- ⑦第1次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及び同ジンバブエ支所、C/Pに提出し、報告する。
- (3) 第1次国内作業期間(2014年8月中旬)
- ①JICA人間開発部に第1次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
- ②JICA南アフリカ事務所及び同ジンバブエ支所と調整の上で、第2次現地派遣期間における業務内容を整理する。
- ③現地業務工程表を含む第2次現地派遣ワーク・プラン(英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。
- (4) 第2次現地派遣期間(2014年9月上旬～2014年11月上旬)
- ①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及び同ジンバブエ支所、C/Pに第2次現地派遣ワーク・プランを提出し、説明する。

- ②第1次現地派遣で作成された研修管理ツール案の試行結果を取りまとめ、C/Pに対して研修管理ツールの最終化について助言、指導を行う。
- ③第1次現地派遣で実施された研修の評価結果について、その内容、課題を整理し、C/Pに対してCIYCFに係る研修(2014年度第2回目)の実実施計画の策定について助言、指導を行う。想定している実施計画の主要項目は以下のとおり。なお、2014年度に合計2回の研修が実施されることを想定。
 - 研修対象地域(マシヨナランドセントラル州のパイロット郡である2郡から選定)
 - 対象者と人数(1回の研修で約80名の看護師やVHW等を想定)
 - 研修講師と人数
 - 研修期間(1回の研修で5日間の研修期間を想定)
 - 研修のトピック/テーマ(コミュニティにおける6カ月齢までの完全母乳育児や6カ月齢から23カ月齢の間における乳児補完食を想定)
 - 研修の評価方法
 - 予算額
- ④上記③で策定されたCIYCFに係る研修(2014年度第2回目)の実実施計画に基づいて、C/Pに対して研修実施(研修の評価を含む)の支援を以下のとおり行う。なお、研修実施にあたっては、上記②において最終化された研修管理ツールを活用する。
 - C/Pと共に、研修実施のモニタリングを行う。
 - 研修会場の準備等、研修実施に必要なロジスティック業務を行う。
- ⑤第1次派遣で作成されたサービス統合促進ツール案の試行を行い、その結果を取りまとめ、C/Pやマシヨナランドセントラル州食糧・栄養委員会等と意見交換を行い、C/Pに対してサービス統合促進ツールの最終化について助言、指導を行う。
- ⑥ジンバブエで行われている保健・栄養に係る開発パートナー会合に出席する等して、本事業における活動・成果を共有し、積極的に連携を図る。
- ⑦第2次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及び同ジンバブエ支所、C/Pに提出し、報告する。

(5) 第2次国内作業期間(2014年12月上旬)

- ①JICA人間開発部に第2次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
- ②JICA南アフリカ事務所及び同ジンバブエ支所と調整の上で、第3次現地派遣期間における業務内容を整理する。
- ③現地業務工程表を含む第3次現地派遣ワーク・プラン(英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。

(6) 第3次現地派遣期間(2015年1月下旬～2015年3月下旬)

- ①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及び同ジンバブエ支所、C/Pに第3次現地派遣ワーク・プランを提出し、説明する。
- ②C/Pと共に第2次現地派遣で最終化されたサービス統合促進ツールを活用し、栄養関連サービスと他の保健サービスの統合(ビタミンAのサプリメントとEPI等の統合を想定)を促進する。
- ③ジンバブエで行われている保健・栄養に係る開発パートナー会合に出席する等して、本事業における活動・成果を共有し、積極的に連携を図る。
- ④第3次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及び同ジンバブエ支所、C/Pに提出し、報告する。

(7) 第3次国内作業期間(2015年4月上旬)

- ①JICA人間開発部に第3次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
- ②JICA南アフリカ事務所と調整の上で、第3次現地派遣期間における業務内容を整理する。
- ③現地業務工程表を含む第4次現地派遣ワーク・プラン(英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。

(8) 第4次現地派遣期間（2015年5月上旬～2015年7月下旬）

- ①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及び同ジンバブエ支所、C/Pに第4次現地派遣ワーク・プランを提出し、説明する。
- ②最終化された研修管理ツールやサービス統合促進ツールについて、必要に応じて修正や改訂を行う。
- ③マシヨナランドセントラル州保健局、中央保健・児童福祉省、開発パートナー等の母子栄養への情報共有に向けて、本事業から得られた教訓を取りまとめる。
- ④ジンバブエで行われている保健・栄養に係る開発パートナー会合に出席する等して、本事業の成果・教訓を積極的に共有する。
- ⑤第4次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及び同ジンバブエ支所、C/Pに提出し、報告する。

(9) 帰国後整理期間（2015年8月上旬）

- ①専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA人間開発部に提出し、報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワーク・プラン（英文4部：JICA南アフリカ事務所、同ジンバブエ支所、人間開発部、C/P）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書（英文4部：JICA南アフリカ事務所、同ジンバブエ支所、人間開発部、C/P）
記載項目は以下のとおり。
 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書（和文3部）
記載項目は以下のとおり。
 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
 - ③業務実施上遭遇した課題とその対処
 - ④事業実施上での残された課題
 - ⑤その他体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。なお、航空経路は、各現地派遣の往路・復路ともJICA南アフリカ事務所に立ち寄り、ワークプラン及び現地業務結果方向所の提出、説明をするため、ヨハネスブルグを経由する経路として下さい。
- (2) 臨時会計役
以下に記載の一般業務費については、南アフリカ事務所より業務従事者に臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。
 - ①通信運搬費(インターネット通信や業務用携帯電話通信等)
 - ②旅費・交通費(研修講師及び参加者の交通費や日当・宿泊費等)

③その他

臨時会計役とは、会計役としての職務(例：現地業務費の受け取り、支出、精算)を必要な期間(例：現地業務期間)に限り、JICAから委嘱される方のことを言います。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(3) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。

(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>)

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

第1次現地派遣期間は2014年5月下旬～8月上旬、第2次現地派遣期間は2014年9月上旬～11月上旬、第3次現地派遣期間は2015年1月下旬～3月下旬、第4次現地派遣期間は2015年5月上旬～7月下旬を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。ただし、C/Pの休暇シーズンを避けるため、2014年12月15日～2015年1月17日の期間は現地派遣期間に含めないこと。

②便宜供与内容

南アフリカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

各現地派遣の往路・復路時にJICA南アフリカ事務所へ立ち寄る際、及び第1次現地派遣でジンバブエに初めて到着する際のみ便宜供与あり

イ) 宿舍手配

第1次現地派遣時のみ便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

各現地派遣開始時におけるC/Pとの協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

マシヨナランドセントラル州保健局内の執務スペース提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部保健第二課(TEL:03-5226-8360)にて配布します。

・2013年度専門家業務完了報告書

②本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。

・プロジェクト基本情報(ナレッジサイトトップ>プロジェクト情報>国別検索>分野課題別一覧>プロジェクト基本情報)

(3) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②ジンバブエ国内での業務においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室及び同南アフリカ事務所、同ジンバブエ支所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上